

## 神奈川県動物愛護センター動物譲渡要領

### (目的)

- 1 この要領は、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年神奈川県条例第35号（以下「条例」という。）第15条第1項及び同条例施行規則（昭和54年神奈川県規則第85号 以下「規則」という。）第18条の規定により、動物愛護センター所長（以下「所長」という。）が譲渡対象動物を譲渡する場合（ただし、当所に登録するボランティアに譲渡する場合を除く。）に必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

- 2 動物の譲渡は、次により区分し、用語を定義する。
  - (1) 犬又は猫の譲渡  
動物愛護センター（以下「センター」という。）が収容した犬又は猫を3及び4で定める対象者に譲渡することをいう。
  - (2) 規則で定める動物の譲渡  
センターが収容した規則第11条で規定する動物を3及び4で定める対象者に譲渡することをいう。
  - (3) その他の譲渡  
(1)又は(2)以外で、譲渡をすることが適切であると所長が認める者へ動物を譲渡することをいう。

### (譲渡の条件)

- 3 譲渡の対象者は、原則として神奈川県又はその隣接都県（東京都、山梨県及び静岡県）に居住する成人であること。ただし、居住区域は、東京都の離島区域等、譲受時の動物移動に要する時間が著しく長時間にわたる場合を除く。
- 4 譲渡の対象者は、次の区分に掲げる各項目に適合しなければならない。
  - (1) 犬・猫の譲渡
    - ア 譲渡を受けようとする動物の習性、生理等を理解し、飼養者としての責任を自覚し、適正に終生飼養すること。
    - イ 飼養環境が集合住宅もしくは借家の場合は、住宅の管理者等から動物の飼養について了解が得られていること。また、センターの求めに応じて動物の飼養が認められている旨の必要な契約書（原本）等を提示できること。
    - ウ 条例第15条第2項に規定する講習会のうち、譲渡前講習会を受講して

- いること。ただし、所長が必要と認める場合は、当該講習会を受講することを要しない。
- エ 譲受時に原則として65歳以下であること。なお、60歳を超える場合は、原則として譲渡対象動物は概ね中齢～高齢以上とし、犬については小型犬に限る等、センターの方針に従うこと。
- オ 同居者全員が譲渡を受ける動物の飼養に同意し、協力できること。
- カ 譲渡を受ける動物が飼養できなくなった際の預け先が決まっており、預け先予定者が65歳以下であること。
- キ 誓約書の内容を理解し、遵守できること。
- (2) 規則で定める動物の譲渡
- ア (1)ア、イに適合すること。
- イ 所有者明示（迷子札の装着等）の実施に努めること。
- ウ 誓約書の内容を理解し、遵守できること。
- (3) その他の譲渡
- ア (1)ア、イに適合すること。
- イ 誓約書の内容を理解し、遵守できること。

#### (譲渡対象動物)

- 5 譲渡対象動物は、センターが収容し、処分の対象となったもののうち、次の項目に適合するものとする。
- (1) 臨床所見及び必要な検査において健康と判断でき、かつ人及び社会に対して順応性があり、性格が温和なもの。
- (2) 犬・猫については、原則としてセンターで避妊・去勢手術を実施したものの、若しくは既に実施されたことが確認できるもの。
- (3) (1)、(2)の他、所長が適当であると認めたもの

#### (譲渡者の選定)

- 6 譲渡者の選定は次により行うものとする。
- (1) 犬・猫の譲渡
- 譲渡前講習会の受講証、譲渡の条件の適合状況及び犬、猫の飼養環境事前確認書（第3号様式）の内容を確認する。また、面接を行い、譲渡前講習会の理解度及び譲渡希望動物に対する適性を審査する。
- (2) 規則で定める動物の譲渡
- 4 (2)に適合することを確認する。
- (3) その他の譲渡
- 4 (3)に適合することを確認する。

(手続)

- 7 譲渡する場合は、規則第 18 条に規定する動物譲渡申請書、誓約書（第 2 号様式）及び犬、猫の飼養環境事前確認書（第 3 号様式）を提出させる。

(譲渡後の指導)

- 8 6 により譲渡が決定した者には、譲渡後講習会を受講させ、当該動物の飼養管理に必要な事項について説明すること。

なお、譲渡後に飼い主等が適正な飼養管理を実施していないと認められる場合は、改善を指示する等必要な措置を講ずることとする。

(その他)

- 9 誓約書（第 2 号様式）は、所長が必要と認めた場合、必要事項を追加及び内容の変更をすることができるものとする。

附 則

1 この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 犬、猫の譲渡規約（平成 11 年 4 月 1 日）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 11 月 8 日から施行する。